

酪農乳業アニマルウェルフェアポリシーに係るパートナーシップ協力者の留意事項

酪農乳業関係者の協力のもと、アニマルウェルフェアの向上に向けた必要な取り組みを推進するためには、パートナーシップによる適切な協力が不可欠です。本ポリシーの適切な運用にあたり、パートナーシップへの協力意向を示していただく、団体・事業者(以下、「パートナーシップ協力者」という。)におかれでは、本ポリシーの趣旨を十分にご理解いただいたうえで、以下の留意事項を確認し、活動の推進にご協力をお願いいたします。

1. パートナーシップの範囲

協力意向を示すことができる団体・事業者は以下の通りです。

① 生乳取扱関係団体・事業者

中酪・指定団体・全国連・農協・農協連・生乳販売事業者、乳業者・乳業者団体

② 酪農畜産関係団体・企業等

畜産関係団体	動物用医薬品関係事業者	家畜輸送関係事業者
獣医師・授精師関係事業者	酪農機器設備関係事業者	教育・研究関係(大学等)
酪農ヘルパー関係事業者	酪農資材関係事業者	金融機関(融資関係)
飼料関係事業者	酪農指導支援団体・事業者	行政(農業改良普及所等)

※酪農乳業に関連しない団体・事業者は、対象外とします。

2. パートナーシップ協力者の活動について

可能な範囲でアニマルウェルフェアの推進に資する活動を行うものとします。また、年1回程度の活動報告に協力いただくとともに、ご報告の中から優良事例としてご紹介させていただく場合があることをあらかじめご承知おきください。

3. 申請及び確認について

パートナーシップへの協力意向を示す団体・事業者は、所定の申込フォームから申請を行うものとします。J ミルクで申請内容を確認のうえ、パートナーシップ協力者として登録を行います。

なお、申請内容がアニマルウェルフェアの推進と関係がない場合、虚偽の申請が認められた場合、パートナーシップの立場を不当に利用したことが明らかになった場合には、登録を取り消すことがあります。

4. ご連絡先等の管理について

申請時に登録された連絡先等を通じて、アニマルウェルフェア推進に関連する情報を発信させていただきます。担当者の変更が生じた場合には、速やかに事務局へ連絡をお願いいたします。なお、おおむね3年間にわたり連絡が取れない場合には、登録を取り消すことがあります。

5. パートナーシップ協力者リストの公表及び更新について

協力者として団体・事業者名の公表を希望した場合には、J ミルクウェブサイトに掲載いたします。掲載内容については、原則として毎月1回以上の更新を行うものとします。

以上